

平成23年度 決算まとまる

市は、平成23年度の決算収支の状況を取りまとめました。一般会計、特別会計および企業会計の決算の概要についてお知らせします。

【問合せ先】 ※市外局番は《0798》

- 一般会計・特別会計について 財政課(35・3414)
- 水道事業・工業用水道事業について 水道局財務課(32・2211)
- 中央病院事業について 中央病院総務課(64・1515)
- 下水道事業について 経営管理課(35・3652)

《平成23年度 歳入・歳出決算状況》

	歳入決算額 ①	歳出決算額 ②	歳入・歳出 差引額 ①-②=③	翌年度に繰り 越すべき財源 ④	実質収支額 ③-④
一般会計	1726億 431万円	1687億 540万円	38億 9891万円	3億 3084万円	35億 6807万円
特別会計(11会計)	728億 9701万円	722億 419万円	6億 9282万円		6億 9282万円
国民健康保険	414億 7356万円	410億 8763万円	3億 8593万円		3億 8593万円
介護保険	237億 9564万円	237億 2494万円	7070万円		7070万円
後期高齢者医療事業	50億 3073万円	48億 7520万円	1億 5553万円		1億 5553万円
集合支払費	17億 6124万円	17億 6124万円	0万円		0万円
食肉センター	3億 1492万円	3億 993万円	499万円		499万円
公共用地買収事業	2億 7423万円	2億 7204万円	219万円		219万円
中小企業勤労者福祉共済事業	1億 2438万円	1億 1631万円	807万円		807万円
母子寡婦福祉資金貸付事業	7014万円	640万円	6374万円		6374万円
鳴尾外財産区	2544万円	2544万円	0万円		0万円
農業共済事業	1891万円	1845万円	46万円		46万円
区画整理清算費	782万円	661万円	121万円		121万円
合計	2455億 132万円	2409億 959万円	45億 9173万円	3億 3084万円	42億 6089万円
企業会計					
水道事業	100億 2027万円	100億 579万円	1448万円		
工業用水道事業	6億 287万円	4億 9606万円	1億 681万円		
中央病院事業	46億 4211万円	52億 1708万円	-5億 7497万円		
下水道事業	108億 93万円	97億 4133万円	10億 5960万円		

一般会計

平成23年度の各会計別歳入・歳出決算状況は、左表のとおりです。

歳入が1726億431万円に対し、歳出は1687億540万円です。差引き38億9891万円の剰余になりましたが、24年度への繰越事業の財源として3億3084万円を充当しているため、実質的には35億6807万円の黒字です。

入は、ほぼ前年度並みとなりましたが、前年度に大幅な増額となった地方交付税は減額となりました(前年度比1・3%減)。

また、土地開発公社より長期貸付金の償還を受けたことにより、諸収入が大幅な増額(同79・7%増)となることも、歳出の増加に伴い市債や国庫支出金なども増額となったことで、歳入総額では前年度に比べ7・7%の増額となりました。

一方、歳出では、総合療養センター整備事業の着手や特別養護老人ホーム整備事業の増、

特別会計

子ども手当や生活保護の増により民生費が大幅な増額(同15・0%増)となりました。また、東部総合処理センター建設工事の本格化や予防接種事業費の増により、衛生費も増額(同26・4%増)となるなど、歳出総額では前年度比7・9%の増額となりました。なお、歳入・歳出の内訳は左のグラフを参照してください。

企業会計

歳入が728億9701万円に対し、歳出は722億419万円です。差引き6億9282万円の黒字になりました。

収益的収支については水道事業で1448万円、工業用水道事業で1億681万円、下水道事業で10億5960万円の黒字になりましたが、中央病院事業で5億7497万円の赤字になりました(いずれも消費税および地方消費税を含む)。

健全な財政運営に引き続き取り組みます

平成23年度は、保育所整備などの子育て支援をはじめ、市民ニーズを踏まえた施策に積極的に取り組まれました。また、土地開発公社健全化計画に基づく長期保有土地の買い戻しなどを進め、将来負担の軽減のため公共施設の計画的な維持・修繕を実施しました。

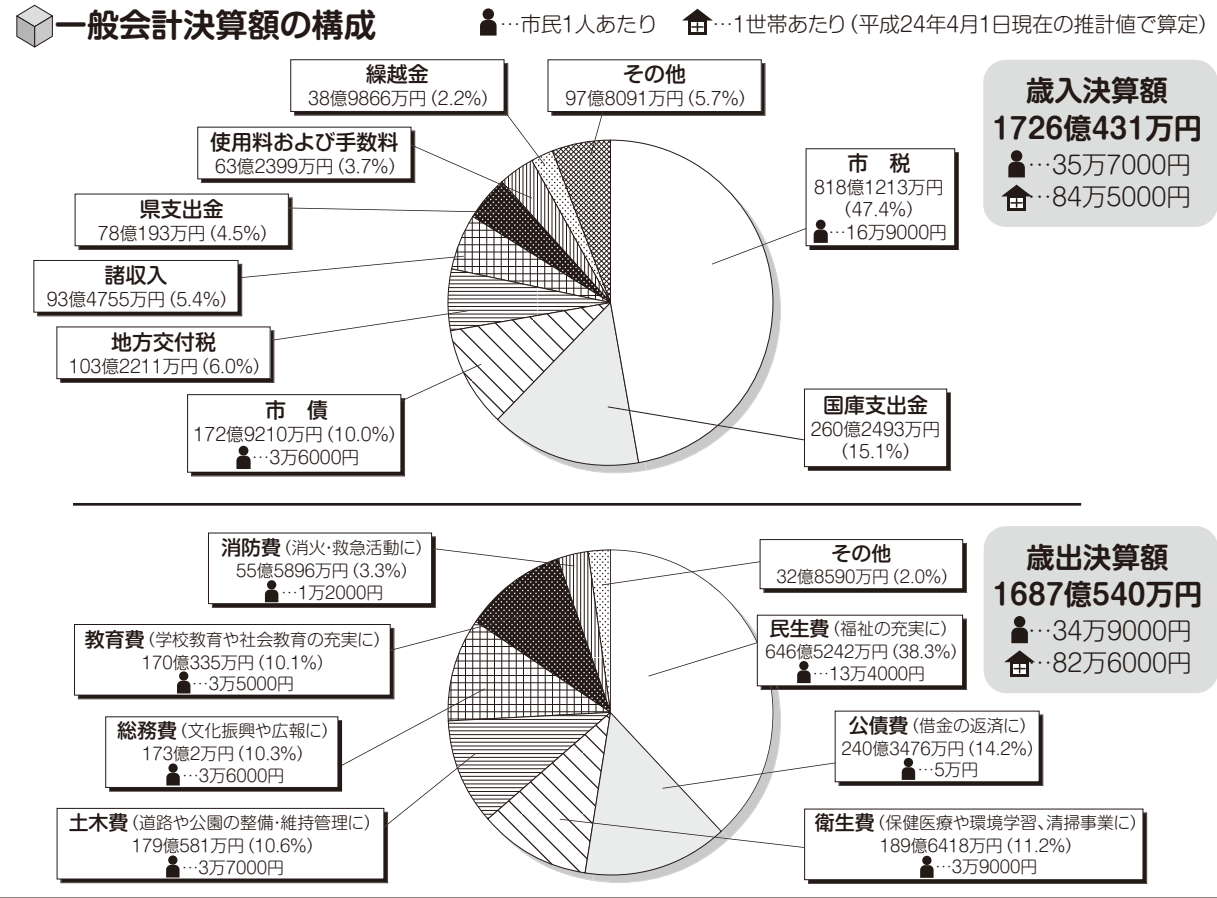
健全化判断比率Ⅲ面参照Ⅱでは、西宮市は国の定める基準を超えていませんが、公債費は依然として高い水準にあり、扶助費などの社会保障関係経費も増加傾向にあります。また、国の財政状況が悪化する中、地方交付税制度の見直しや社会保障と税の一体改革など、地方への影響も予測し難い状況です。

このため、事務事業の見直しなどを行い、引き続き健全な財政運営に努めます。

平成23年度決算における目的税の用途状況

市は、一定の政策目的を達成するために、用途を限定した目的税入湯税、事業所税、都市計画税を徴収しています。平成23年度決算における目的税の用途状況は、左記のとおりです。

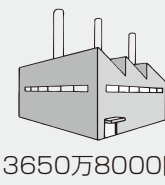
一般会計決算額の構成



◎入湯税 (収入額:4097万8000円)

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備または観光振興に充てられます

環境衛生施設



消防施設等



観光の振興



◎事業所税 (収入額:13億309万5000円)

道路、公園、上下水道等の都市環境整備の費用に充てられます

教育文化施設整備事業



社会福祉施設整備事業



公債費等



◎都市計画税 (収入額:73億2741万2000円)

都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てられます

街路事業



下水道整備事業



公債費



西宮市は全て基準内

財政の健全性に関する指標を公表

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」が公布されたことにより、19年度決算から財政の健全性に関する指標を公表しています。

21年4月から法律が全面施行され、それぞれの指標が国で定める基準を超えた場合に、財政の健全化、財政の再生および公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定することが義務づけられました。

市は、23年度決算に基づく健全化判断比率などの財政指標を算出しましたのでお知らせします。なお、いずれの指標も基準内でしたので、財政健全化等の計画を作成する必要はありません。

全ての比率が基準内

市の23年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率は上表のとおりです。

なお、市の指標はいずれも国が定める基準を超えていません。

市の財政状況を示す健全化判断比率

健全化判断比率には「実質赤字比率(※1)」「連結実質赤字比率(※2)」「実質公債費比率(※3)」「将来負担比率(※4)」の4つの比率があります。「連結実質赤字比率」や「将来負担比率」では公営企業会計や損失

《健全化判断比率の状況》

区分	平成23年度	平成22年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	11.25%	20.0%
連結実質赤字比率	-	-	16.25%	30.0%
実質公債費比率	9.8%	10.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	65.4%	78.3%	350.0%	

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額がないため、「-」と表示
※平成22年度の連結実質赤字比率の財政再生基準は35.0%です

《資金不足比率の状況》

区分	平成23年度	平成22年度	経営健全化基準
公営企業会計			
水道事業会計	-	-	20.0%
工業用水道事業会計	-	-	20.0%
中央病院事業会計	-	-	20.0%
下水道事業会計	-	-	20.0%
特別会計			
食肉センター特別会計	-	-	20.0%

※資金不足額がないため、「-」と表示

※特別会計のうち、地方公営企業法非適用の公営企業に該当する会計がこの指標の対象になります

補償をしている第三セクターなども対象になっていますので、市全体の財政状況を客観的に表示する指標になっています。

なお、指標ごとに、いわゆるイエローカードにあたる早期健全化基準と、レッドカードにあたる財政再生基準が設けられています。いずれかの指標が早期健全化基準以上になると財政健全化計画を作成したうえ、議会の承認を得なければなりません。また、いずれかの指標が財政再生基準以上になると財政再生計画を作成し、総務大臣の同意を得なければならず、計画に沿った予算編成が求められます。

公営企業の経営状況を示す資金不足比率

公営企業については、企業ごとに算出する「資金不足比率(※5)」があります。また、一部の特別会計もこの指標の対象になります。

この比率には経営健全化基準が定められており、基準以上になると経営健全化計画を策定したうえ、議会の承認を得なければならず、計画に基づいて経営の健全化が進められることになります。

用語解説

※1 《実質赤字比率》

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模)に対する比率です。

家計で言えば、年間の赤字が年収に占める割合を示したものです。

※2 《連結実質赤字比率》

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率です。

家計で言えば、2世帯家族の年間の赤字の合計が親世帯の年収に占める割合を示したものです。

※3 《実質公債費比率》

一般会計等が負担する公債費の元利償還金およびそれに準ずるものの標準財政規模を基本とした額(標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額)に対する比率です。

家計で言えば、年間の住宅ローンなどの借入金返済額が年収に占める割合を示したものです。

※4 《将来負担比率》

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含む)の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

家計で言えば、住宅ローンなどの借入金残高と貯金の状況をもとに、将来見込まれる負債が年収の何年分に相当するかを示したものです。

※5 《資金不足比率》

各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率です。公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示しています。

11月9日～15日

秋の火災予防運動

高めよう防火意識

火災が発生しやすい季節を迎え、11月9日～15日に、全国一斉に「秋の火災予防運動」が展開されます。

消防局では、市民の皆さんに防火意識を一層高めてもらい、火災の発生を防止するため、期間中、物品販売店舗や高齢者が入居する福祉施設などの立ち入り検査や消防訓練を行います。また、一般家庭を訪問する住宅防災診断など火災予防の啓発活動を行います。

「消すまでは、出ない行かない、離れない」をスローガンに皆さんで火災が起らないように気を付けましょう。問合せは予防課(0798・327313)または各消防署へ。

住宅用火災警報器 設置しましたか?

置いていない人は、1日も早く住宅用火災警報器を設置してください。

警報器の販売場所

住宅用火災警報器は、家電量販店、ホームセンター、消防用設備取扱店などで購入できます。購入の際は、品質を保証した日本消防検定協会の認定の「NSマーク」が付いているものを選びましょう。



平成18年6月から市火災予防条例で、「台所」「寝室」「階段」に住宅用火災警報器を設置することが義務付けられています。既存住宅への設置猶予期間もすでに過ぎています。大切な命、財産を守るために、まだ設

命を守る7つのポイント

- 住宅火災から命を守るため、次の習慣や対策を心がけましょう。
- 《3つの習慣》
 - 寝たばこは、絶対しない
 - ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
 - ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- 《4つの対策》
 - 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
 - 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
 - 火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器を設置する
 - 高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

住宅防災診断を実施

消防局では、住宅における火災予防意識の向上を図るため、「住宅防災診断」を実施しています。この診断は、火災や地震などから、我が家・我が身を守るための目安となる診断を行い、住宅内外での危険性を知らせてもらい、どのように対処したらいいかを問いかけるものです。消防職員が家庭を訪問し、玄関先での問診により災害の対応状況などを聞いて、住まいに適切な対策を説明します。

119番は 落ち着いて

119番通報する場合は、落ち着いて、要件などをしっかりと伝えてください(下表参照)。119番は、火災や救急の場合に使用する「人の命と財産を守る電話」です。いたずら電話などはやめましょう。

通報のポイント

	火災	救急
①第一声	「火事です」	「救急です」
②場所など	町名・番地	マンション名など(※)
③内容	どこで何が燃えていて、逃げ遅れた人がいるかどうか	けがや病気の内容、人数、性別、年齢、負傷部位、意識があるかないかなど
④通報後	安全な場所へ避難	応急手当をお願いする場合あり

※携帯電話からの119番は、電波の状況によって他市の消防につながる場合があるため、最初に発生場所の市を伝えてください

放火されない 放火させない



市では、20年以上火災原因の1位が放火(疑いを含む)です。放火を減らすためには、住民自らが自衛意識を持ち、「放火されない・放火させない・放火されても被害を大きくさせない」まちづくりに取り組むことが大切です。次のチェックポイントに注意しましょう。

防火予防チェック

- 家の周りや外階段の下などに紙などの可燃物を放置していませんか
- ごみ収集日の前夜にごみを出していませんか
- 共同住宅などの共用部分を物置がわりにしていませんか
- 自転車やオートバイのかごに物を置いたままにしていませんか
- 自転車やオートバイのボディカバーは防災品を使用していますか
- 玄関、物置、車庫の施錠をしていますか
- 郵便受けに新聞やチラシなどがたまったままにしていませんか
- 消火器などは使いやすい状態ですか
- 門灯などの照明状況は良好ですか

消防テレホンサービス

11月1日～9日…119番の日について、10日～15日…秋の火災予防運動について、16日～30日…救急車の適正利用について▶病院情報…平日の午後5時(土曜は午前11時)～翌朝8時と日曜・祝日の24時間